

令和8年度博物館機能強化推進事業
(共創を基軸とした博物館価値発信及び博物館・企業連携の実証事業) 委託業務
技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い技術提案書を作成し提出すること。

また、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。

○技術提案書の様式

- (様式1) 技術提案申請書
- (様式2) 業務計画書(業務実施体制含む)
- (様式3) 委託業務経費(参考見積書)
- (様式4) 競争加入者に関するデータ
- (様式5) 類似事業・施策等の実績

2 技術提案書の作成方法

- (1) 用紙の大きさはA4判縦、横書きとする。但し、図表等については必要に応じA3サイズの折り込みも可とする。
- (2) 技術提案申請書(様式1)を除き、技術提案書の本文中には社名やロゴマーク等、申請者が特定できる記述や図柄は一切入れないこと。
- (3) 様式1～5はすべて別葉とすること。
- (4) 技術提案書は、技術提案申請書(様式1)を除き合計10ページ以内とする。
- (5) 技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- (6) 技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。
- (7) 技術提案書提出後の修正、差し替えは認めない。

※提案書類及び参考見積書については事業規模の範囲内で提出すること。

3 その他

- ・各紙媒体は製本等せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。